「医療従事者の賃金改善について」

当ステーションは訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)(継)を算定しています。

これは、医療従事者の処遇改善(賃金引き上げ)を目的として、診療報酬の中に設けられた評価料です。

算定対象:訪問看護療養費を算定する利用者
対象職員:医師を除く当ステーションに勤務する全職員(看護師・リハビリ職員・医療事務等)

加算による収入は、対象職員の基本給・手当・賞与等の賃金改善に充てられ、医療サービスの質の維持・向上に活用されています。

ご理解とご協力をお願いいたします。

令和8年6月1日　訪問看護ステーションなぎ

訪問看護医療DX情報活用加算に関する掲示

当ステーションは、令和8年度(2026年)診療報酬改定の趣旨に基づき、オンライン資格確認等で取得した診療情報・薬剤情報を活用し、計画的な管理により質の高い訪問看護の提供に取り組んでいます。

《当ステーションの取組み》
・オンライン請求:訪問看護療養費についてオンライン請求を実施しています
・オンライン資格確認:マイナ保険証等を用いたオンライン資格確認を行う体制を整えています
・情報の取得・活用:医療DX推進の体制の下、質の高い訪問看護の実施に必要な情報を適切に取得/活用します
・掲示・公表:本掲示の内容は事業所内の見やすい場所およびウェブサイトにも掲載します

《対象》
・医療保険で訪問看護管理療養費を算定する利用者

《算定と金額》
・訪問看護医療DX情報活用加算　50円／月